

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための 基本的な方針（骨子素案）に対する委員意見

はじめに

- 海外から就労その他の目的で日本に滞在する外国籍住民がなぜ日本語を学ばなければならないのかを説得的に論じる根拠があいまいになっている。「なぜ日本語なのか」に関する記述は必須であると考えます。
- 外国人に対する日本語教育は、日本の多言語政策（日本人の外国語教育、自治体の多言語対応、外国人の母語保障等）の一環と考え、全ての人の声と人格を保障し、社会への包摂とその一体性を形成するための言語政策の一部という視点が必要である。「外国人を日本社会の一員として受け入れ～」の項目に、「多言語対応を促進すると同時に」「包摂」「一体性」などの文言を入れるべきである。
- 「社会から孤立しないようにするためには」とあるが、地域では、外国人が日本の文化やルールを十分に遵守せず、その結果として、地域社会において不安感が生じる、あるいは摩擦が起きるケースさえある。その点を踏まえると、むしろ「地域社会と対立しないように」ということかと思うが、国としての考え方をお伺いしたい。

第1 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

（4）地方公共団体の責務（第5条関係）

- 地方公共団体は具体的にどのようなことを行う責務があるのか資料などで明確に説明してほしい。現状では、各自治体を実施すべきメニューなども明確でない。メニューの例示も含め、わかりやすい説明を求める。

（5）事業主の責務（第6条関係）

- 第6条関係だけ「支援に努める責務」となっていて、「責務」という用語の積極的な意味合いがトーンダウンしている。「支援する責務」にしてはどうか。「事業主の責務」が大変大事だと考えている。事業主が十分な支援をしない場合は、何らかのペナルティを科してもいいと考えている。
- 国として、事業主が外国人従業員に対して行う取組に対し、どのような支援を具体的に行うことを考えているか、お伺いしたい。

（7）法制上の措置等（第8条関係）

- 方針全体で地方公共団体での仕事が増えていくことが記述されているので、法律では読み切れない「国から地方公共団体への財政的措置」も明記したほうが良い。

第2 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育（第12条関係）

- 日本語指導補助者や母語支援員の活用は非常に重要だが、既にスキルを持った、バイリンガルの支援員は少ない。単なる活用ではなく、養成や育てていくという言葉やコンセプトを加筆するといいいのではないか。
- 教員定数の標準等々や資質能力の向上を図るために研修の必要性は挙げられているが具体性に欠ける。日本語指導補助者や母語支援員のみならず、教科指導に関わる教員の意識改革や取組が必要になってくるため、養成・研修ということであれば、教職課程や学部レベルで教職を目指す者にとって学びが必要である。
- 日本語指導の地域間格差が非常に大きくなってきているように感じる。日本語教育の機会の地域間格差をどうするのかということは、一度取り上げていく必要があるのではないか。
- 日本語教育を受ける機会の最大限の確保が極めて重要。この点、外国籍の不就学児童が増加していることが懸念される。日本語を学ぶ機会がないというだけでなく、社会で生きていくための教育の機会もないということは、人権にかかわる大きな問題。不就学児童をゼロにするための取組を急ぐべきである。
- 非漢字圏の国の子供たちも増加している。彼らにとって漢字が日本語上達のネックになれば、高等教育を受けるチャンスを逃し、よい就職機会に巡り合うチャンスを逃すことになりかねない。実情に合わせたきめ細かい教育・指導ができるような体制を作ることが必要。

(2) 外国人留学生等に対する日本語教育（第13条関係）

- 留学生の就職を促進するのであれば、就職前にしっかり日本語力を身に付けさせる仕組みを作るべきである。
- 悪徳ブローカーを外務省が中心となって早期に摘発し、留学希望者がそのようなブローカーの被害を受けないようにすべきである。留学希望者が悪徳ブローカーに出会うようなことなく、在留資格申請ができるような仕組みを作る工夫が必要ではないか。
- 日本留学を希望する者が日本の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得できるよう基盤整備を行うとともに、日本語のレベルチェックが適切に行われる体制を整備すべきである。国によってばらつきが大きくなるように、できるだけ共通かつ信頼できる機関による適正なレベルチェックを経た留学生を日本に迎え入れるべきである。

(3) 外国人等である被用者等に対する日本語教育（第14条関係）

- インドネシア、フィリピン、ベトナムの看護師、介護福祉士に対する日本語学習機会は必要だが、推進法には書かれていない。14条そのものは就労一般、技能実習生、定住者等身分に基づく在留資格の外国人に関することであり、ここの記載は大変具体的で独立しているように見える。直接的に条文を踏まえていないのではないか。
- EPAなどで事前に日本語力を指導する仕組みが取り入れられているが、その効果などを分析し、就職前の日本語指導の在り方について、モデルケースを提示する必要があるのではないか。また、就職後、直面する日本語の問題を解決するための仕組みも作る必要がある。EPAなどで業務が大変で日本語学習ができないというような現状の問題を踏まえ、就職後の日本語の支援をどうすべきか考える必要がある。
- 定住者等身分に基づく在留資格の外国人には、例えば南米からの日系人、既に数十年にわたって日本で働いて生活している人々が想定されると理解したが、誰が研修を実施するのかという主語がないように見える。技能実習生の場合には主語が「事業主」と出ている。その上の記載も事業主の責任が明示されているが、定住者等に限っては事業主という言葉も出て来ない。誰がどこで、どこが中心で、実際にこの研修を実施するのか。雇用主あるいは企業の責任とコミットメントを強く問う必要がある。極論だが、実際に労働者がいる職場に日本語教育を半ば義務のような形で持ち込むくらいにしないと外国人が日本語学習に進むとは限らない。
- 主語の問題だが、国と地方公共団体との関係が分かりにくい。最終的に全て地方公共団体が責務を負うようなニュアンスが強いのではないか。

(5) 地域における日本語教育（第16条関係）

- 日本語教育の現場である地域の日本語教育体制の整備が極めて重要であり、縦割りになりがちな行政機関同士が連携し、各地域の実情に即した体制を整備していくためにも、地域日本語教育コーディネーターの役割が重要。早急にその育成に取り組むべきである。

(7) 海外における外国人等に対する日本語教育（第18条関係）

- 海外の日本語学習者は、最大の日本理解者であると同時に、諸外国にとっても日本と海外をつなぐ貴重な媒介者である。このため、海外の日本語教育は、双方の社会の発展に資する人材を共に育成するという視点が必要である。また、社会への波及性も考慮する。
- 一定レベルの日本語を習得し、就労や勉学の間として日本を選択する外国人を如何に増やしていくかが、これからの日本社会の大きな課題であるとすれば、既修者を主な対象とする施策だけでなく、未修者を取り込んでいく（さ

らに、学習を継続する)ための「日本語学習への動機づけ」が重要となろう。言語(日本語)教育の枠内だけでなく幅広い観点からの働きかけが有効であるとの認識を示せないか。

(8) 海外に在留する法人の子等に対する日本語教育(第19条関係)

- 「海外在留邦人, 学齡児童生徒に対して, できるだけ国内の義務教育に近い教育環境を確保する」とあるが, 継承語としての日本語教育という視点が出てこない。永住者, 国際結婚等の子供に対する日本語教育を推進すると入れていただきたい。長期滞在, 永住者, 国際結婚関係の子供が圧倒的に多くなっている。今までの在外教育施設というのは日本に帰るための教育を前提にしており, 継承語日本語教育という視点が出てこない。継承語日本語教育という言葉の文言は必要だが, その前提を書き込むべきである。
- 在留邦人・移住者は, 海外に根付いた複数言語使用者でありグローバル人材とも言える。一方で, 各地の状況は, 社会的にも歴史的にも多様であり, 支援に当たっては, 実態を調査し現地の声を聞き, 国籍や帰国の意志の有無を問わず, 柔軟な支援が必要。
- 中南米の日系人については, 一世紀をこえる移民の歴史から日本語は日系人だけのものではなく, 非日系の学習者が急増している。一方で, 世界にも稀な日本語コミュニティは窮乏しており対応が必要。また, 在日ブラジル人, ペルー人等の日本での定住化を考慮すると, 両国間での人の移動も視野に入れた包括的な対応が必要。

2 日本語教育の水準の維持向上等

(9) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上(第20条)

- 在留資格の申請方法や学生管理の方法などの通達を早めに行い, 教育機関が対応しやすい状況にしてほしい。たとえば, すでに学生募集が始まっている時期に在留資格の申請にかかわる通達が出されると対応に苦慮する。

(10) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等(第21条)

- 日本語教育を対象とした担当者の研修について詳しく述べられており, それに特化しているような感じがする。外国人児童生徒の場合には, 教科指導教員も含めて担当しているため, 大学の教員養成課程の充実も加えるなど, 学校教員の養成について触れるべきではないか。
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格を早急に検討し, 制度化すべきである。教師に資格を求める以上, 資格や能力に応じた処遇のあり方についても, 同時に検討すべきである。また, 教育の水準の向上の観点から, 日本語教育機関の質に対するチェックの強化, 日本語学習教材の開発促進も早急に進めるべきである。

3 日本語教育に関する調査研究等

(13) 日本語教育に関する調査研究等（第24条関係）

- 現在 JICE（一般財団法人日本国際協力センター）などが企業に定着させるための日本語指導を担当しているが、専門学校、各種学校に広く門戸を広げ、地域に根差した支援体制を作るような政策を打ち出してはどうか。
- 日本語教育を取り巻く環境が変化するスピードが加速化している状況下では、情報収集や調査を充実させて、政策の有効性や取りこぼしたニーズの有無などについての分析や検証が不可欠。継承日本語教育についても、これまで隙間に落ちていた事案だけに、まずは調査を行って実態やニーズを把握する必要がある。調査・分析は地味な仕事ではあるが、相応の予算や人手が必要であり、重要性が認識されるような書きぶりにできないか。

第3 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

(2) 地方公共団体の推進体制

- 外国人に対する日本語教育は、教育委員会所管の場合や首長部局（国際担当課、多文化共生担当課）所管の場合がある。地域の実情に合わせたというだけでは、自治体内部の調整に時間とエネルギーを要するので、標準的には教育委員会か首長部局のいずれが行うのかについての基準を示してほしい。

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

- 日本語教育機関は学校法人である専門学校、各種学校に加えて、株式立や個人立など様々な設置形態がある。教育機関として質を担保するためには、学校法人以外の教育機関に学校法人が求められているのと同様な基準や条件を満たすよう監督官庁が指導していくという考え方も必要ではないか。全ての教育機関が学校法人として認められるようになれば、教育の質も自然と高くなっていくと思われる。

その他

- 主語がないところが複数ある。何とかをすると書いてあるが、どこの省庁がなどの主語がないところが随分ある。
- 言葉の意味を明確化することが必要。例えば、国が体制を整えるといったときに国とは誰で、何がどうなったことをもって体制が整ったといえるのか。
- 網羅的に示されているようにみえるため、現在、日本が抱えている問題の程度を十分に踏まえて、全体として供給可能な資源を生かすべく、必要ならば絞り込んで、政策の優先順位が明確になるとよい。